

「危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会」  
開催要綱

(目的)

第1条 太陽光発電は、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源」である再生可能エネルギーとして位置づけられている。また、平成24年から固定価格買取制度がスタートし、日本でも太陽光発電の加速的な市場拡大が始まり、全国でも日当たりの良い屋根や空きスペースなどが、太陽電池モジュールの設置場所候補として検討されている。

このような状況の中で、危険物施設に太陽光発電設備の設置要望が増えていることを踏まえ、危険物施設に太陽光発電設備を設置するという新たな使用形態に伴って想定される火災危険性を抽出することにより、危険物施設の安全対策のあり方について検討するものである。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 太陽光発電設備が設置された危険物施設の実態調査
- (2) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の火災危険性に関する事項
- (3) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策のあり方に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成27年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成26年6月24日から実施する。